

抄訳 スポーツ競技の操作に関する欧州評議会条約 (Council of Europe Convention on the Manipulation of Sports Competitions)

中京大学スポーツ科学研究科博士後期課程

石原康平

中京大学スポーツ科学部・スポーツ科学研究科 教授

石堂典秀

前文 (Preamble)

欧州評議会の加盟国をはじめ、本条約の他の加盟国は、以下のことを顧慮する。

欧州評議会の目的は、加盟国間の結束を高めることである。

(加盟国は) スポーツ分野のレファレンスとして機能するよう欧州評議会の活動の継続を勧告した、第3回欧州評議会首脳会議(2005年5月16日~17日、ワルシャワ)の行動計画を鑑み、かつ多元的民主主義、法の支配、人権、スポーツ倫理の概念に基づいて、スポーツの発展に向けたヨーロッパないしグローバルな共通の枠組みをさらに発展させる必要性を鑑み、

世界中のあらゆる国、あらゆる種類のスポーツが、スポーツ競技の操作によって影響を受けることを認識しており、この現象は、スポーツのインテグリティに対する世界的な脅威として、欧州評議会に加盟していない国によっても支援しなければならない、グローバルな対応が必要であることを強く求める。

(加盟国は) 犯罪行為、特に組織犯罪のスポーツ競技への関与していること、そしてその国境を越えた性質について懸念を表明する。

(加盟国は) 人権及び基本的自由の保護に関する条約及びその議定書 (Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms (1950, ETS No 5) and its protocols)、スポーツイベント、特にサッカーの試合における観客の暴力及び不正行為に関する欧州条約 (European Convention on Spectator Violence and Misbehaviour at Sports Events and in particular at Football Matches (1985, ETS No 120))、ドーピング防止条約 (Anti-Doping Convention (1989, ETS No 135))、汚職に関する刑法条約 (Criminal Law Convention on Corruption (1999, ETS No 173))、テロへの資金

援助及び犯罪収益の資金洗浄、捜索、押収及び没収に関する欧州評議会条約（Council of Europe Convention on Laundering, Search, Seizure and Confiscation of the Proceeds from Crime and on the Financing of Terrorism (2005, CETS No 198)）、国際的な組織犯罪に対する国連条約（2000年）及びその議定書（United Nations Convention against Transnational Organized Crime (2000) and the protocols）、国連腐敗行為防止条約（United Nations Convention against Corruption (2003)）及び管轄下での犯罪を遅滞なく効果的に調査することの重要性を鑑み、国際刑事警察機構（インターポール）が裁判上の協力並びに法執行当局間の実効的な協力関係を促進する上で重要な役割を果たしていることを了解している。

スポーツ団体がその権限に服する者が行ったスポーツ競技の不正操作を検知し、制裁する責任を負うことが重要である。

（加盟国は）スポーツ競技の操作に対する戦いですでに達成された成果を了承しつつも、スポーツ競技の操作に対する効果的な戦いには、迅速かつ持続可能で適切に機能する国内および国際的な協力関係を強化する必要があると確信している。

（加盟国は）改正されたヨーロッパスポーツ憲章に関する閣僚委員会の加盟国に対する勧告（No R (92) 13 rev on the revised European Sports Charter）、改正されたスポーツ倫理綱領に関する勧告（CM/Rec (2010) 9 on the revised Code of Sports Ethics）、スポーツにおけるグッドガバナンスの原則に関する（Rec (2005) 8 on the principles of good governance in sport）、結果の操作、特に八百長と戦うためのスポーツのインテグリティの促進に関する勧告（CM/REC (2011) 10）を考慮しつつ、以下の会議の成果と結論を踏まえて、

- ・2008年12月11日と12日にアテネで開催された第11回欧州評議会スポーツ担当大臣会議
- ・結果の操作（八百長）に対抗するスポーツのインテグリティの促進に関する第18回欧州評議会スポーツ担当閣僚非公式会議（2010年9月22日、バクー）
- ・スポーツ試合の操作に対抗する新しい国際的な法的手段の起草に関する第12回欧州評議会スポーツ担当大臣会議（ベオグラード、2012年3月15日）
- ・ユネスコ第5回体育スポーツ担当大臣等国際会議（MINEPS V）

スポーツ競技の操作の問題がもたらす課題に効果的な共通の対応を模索するためには、国内及び国際レベルでの公的機関、スポーツ団体、競技会主催者、スポーツベッティング事業者間の相互尊重と信頼に基づく対話と協力が不可欠であると確信している。

（加盟国は）公正かつ平等な競争に基づいたスポーツは、その性質上予測不可能なものであり、さらにスポーツにおける非倫理的な慣行や行動には、強制的かつ効果的に対抗する必要があることを認識し、スポーツにおけるグッドガバナンスと倫理の原則を一貫して適用することが、腐敗行為やスポーツ競技の操作、スポーツにおける他の種類の不正行為を根絶するのに役立つ重要な要素である

という考えを強く支持する。

(加盟国は) スポーツの自律性の原則に基づき、スポーツ団体はスポーツに対して責任があり、スポーツ競技の操作との戦いにおいて自主規制と規律の責任を有するが、必要に応じて、公的機関がスポーツのインテグリティを保護することを承認する。

(加盟国は) スポーツベッティング活動の発展、特に違法スポーツベッティングの進展は、そのような操作のリスクを高めることを認識しており、スポーツ競技の操作のスポーツ・ベッティングとの関連性の有無、犯罪行為との関連性の有無を考慮し、あらゆる場合に対処すべきである。

スポーツ・ベッティング・ポリシーを決定する際には、適用される法律の枠組みの中で、各国が有する裁量権を配慮し、次の事項に同意した。

第1章 目的、指針、定義 (Purpose, guiding principles, definitions)

第1条 目的と主な目標 (Purpose and main objectives)

1 本条約の目的は、スポーツの自律性の原則に従い、スポーツのインテグリティ及びスポーツ倫理を保護するために、スポーツ競技の操作に対抗することである。

2 この目的のため、本条約の主な目標は、次のとおりである

- a) 国内及び国際的なスポーツの試合の国内又は国際的な操作を防止、発見し、制裁すること
- b) スポーツ及びスポーツベッティングに関係する団体と関係する公的機関との間で、スポーツ競技の操作に対する国内及び国際的な協力を促進すること

第2条 指導原則 (Guiding principles)

1 スポーツ競技の操作との戦いは、特に下記原則を尊重しなければならない。

- a) 人権
- b) 合法性
- c) 均衡原則 (proportionality)
- d) 私生活及び個人データの保護

第3条 定義 (Definitions)

本条約の趣旨は以下の通りである。

1 「スポーツ競技」とは、第31条2項に従って条約フォローアップ委員会がリストアップしたスポーツ団体が定めた規則に従い組織されたスポーツイベント及び、国際的なスポーツ団体の承認したもの又は必要に応じて他のスポーツ団体が認めた規則に従って開催されたスポーツイベントを指す。

2 「スポーツ団体」とは、第31条2項に従って条約フォローアップ委員会が採択したリストに掲載

されているスポーツ競技又は特定のスポーツを統括する団体を意味し、必要に応じて大陸及び国内の加盟団体を指す。

3 「競技会主催者」とは、スポーツ競技会を主催するスポーツ団体またはその他の人を指し、その法的形態を問わない。

4 「スポーツ競技の操作」とは、自己又は他人の不当な利益を得るために、当該スポーツ競技の予測不可性の全部又は一部を取り除くために、スポーツの試合の結果又は過程を不当に変更することを目的とした意図的な取り決め、行為又は不作為を指す。

5 「スポーツベッティング」とは、スポーツの試合に関する将来の不確実な発生を前提とした、金銭的価値のある賞品を期待して金銭的価値のあるものの賭け事を行うことをいう。

a) 「違法なスポーツベッティング」とは、顧客が居住する国の適用法規の下で、スポーツベッティング活動の種類や事業運営が認められていないスポーツベッティング活動を意味する。

b) 「不規則性のあるスポーツベッティング」とは、市場の通常の、または予測されるパターンと矛盾するスポーツベッティング活動、またはスポーツの試合へのベッティングに関連した取引過程が通常とは異なる特性を持つスポーツベッティング活動を意味する。

c) 「疑わしいスポーツベッティング」とは、提供されている信頼できる矛盾のない証拠によって、スポーツ競技の操作と関連があると思われるスポーツベッティング活動を意味する。

6 「競技の利害関係者（ステークホルダー）」とは、次のいずれかに属する自然人又は法人を指す。

a) 「アスリート」とは、スポーツの試合に参加している個人または団体を意味する。

b) 「アスリート支援者」とは、コーチ、トレーナー、マネージャー、エージェント、チームスタッフ、チームオフィシャル、スポーツの試合に参加しているアスリートと一緒に仕事をしたり、大会の準備をしたり、治療をしたりする医師及び医療従事者、その他アスリートと一緒に仕事をしているすべての人を意味している。

c) 「オフィシャル」とは、スポーツ競技を組織し、プロモートする法人のオーナー、共同所有者、役員、職員、審判、審査員、その他の大会資格認定を受けた者を意味する。また、この文言には、必要に応じて、国際スポーツ団体の役員および職員、または、競技大会を承認するその他のスポーツ団体の役員および職員も含まれる。

7 「内部情報」とは、あるスポーツ競技またはスポーツの試合に関連して、ある者がその地位に基づいて保有する競技会に関連する情報を意味する。ただし、一般の利害関係者が容易にアクセスできる、既に公表されている情報または公知の情報、または関連する競技会の規則およびレギュレーションに基づいて開示された情報は除く。

第2章 予防・連携、その他の対策 (Prevention, co-operation and other measures)

第4条 国内の調整 (Domestic co-ordination)

1 締約国は、スポーツ競技の操作との戦いに関係するすべての公的機関の政策及び活動を調整しなければならない。

2 締約国は、その管轄区域内において、スポーツ団体、競技会主催者及びスポーツベッティング

事業者に対し、スポーツ競技の操作との戦いに協力することを奨励し、また、必要に応じ、本条約の関連規定の実施を上記団体に委託するものとする。

第5条 リスクの評価と管理 (Risk assessment and management)

1 締約国は、必要に応じ、スポーツ団体、スポーツベッティング事業者、競技会主催者及びその他の関係団体と協力して、スポーツ競技の操作に関連するリスクを特定し、分析し、評価しなければならない。

2 締約国は、スポーツ団体、スポーツベッティング事業者、競技会主催者及びその他の関係団体に対し、スポーツ競技の操作に対抗するための手続き及び規則の作成を奨励し、必要に応じ、この目的のために必要な立法上の措置又はその他の措置をとらなければならない。

第6条 教育と啓発 (Education and awareness raising)

1 締約国は、スポーツ競技の操作に対する戦いを強化するため、啓発、教育、研修及び研究を奨励しなければならない。

第7条 スポーツ団体及び競技会主催者 (Sports organisations and competition organisers)

1 締約国は、スポーツ団体及び競技会主催者に対し、グッド・ガバナンスの原則と同様に、特に次の事項に関連するスポーツ競技の操作に対抗するための規則を採用し、実施するよう奨励しなければならない。

a) 以下を含む利益相反の防止

- ・ 競技の利害関係者が関与するスポーツの試合への賭けの禁止
- ・ 内部情報の不正使用・流布の禁止

b) スポーツ団体およびその所属メンバーによる契約上及びその他の義務の遵守

c) 競技会の利害関係者は、スポーツ競技の操作に対する規則の違反とみなされる可能性のある疑わしい活動、出来事、インセンティブ、アプローチを直ちに報告することを求める要件

2 締約国は、スポーツ団体に対し、以下の点を確保するよう、適切な措置を採用し、実施するよう奨励しなければならない。

a) 操作のリスクの高いスポーツ競技の進行過程の高度かつ効果的な監視

b) スポーツ競技の操作に関連した疑わしい活動の事例を、関連する公的機関または国のプラットフォームに遅滞なく報告するための環境整備

c) スポーツ競技の操作の可能性があり、あるいは実際に生じた事案に関する情報の開示を促進するための内部告発者の適切な保護を含めた、効果的なメカニズム

d) 教育、研修、情報発信を通じて、若いアスリートを含む競技利害関係者の間で、スポーツ競技の操作の危険性とそれに対抗するための取り組みについての啓発

e) スポーツの試合の関係者、特にジャッジやレフェリーについては可能な限り最終段階で任命すること。

3 締約国は、自国のスポーツ団体及びその団体を通じて国際スポーツ団体に対し、スポーツ競技の操作に対する内規の違反、特に本条第1項に掲げる違反に対する具体的かつ効果的、均衡的かつ説得力のある懲戒処分及び措置を適用するよう奨励するとともに、他のスポーツ団体、特に他国において他のスポーツ団体が課した制裁の相互承認及び執行を確保するようにしなければならない。

4 スポーツ団体が定める懲戒責任は、刑事、民事又は行政上の責任を排除しないものとする。

第8条 スポーツ団体の資金調達に関する措置 (Measures regarding the financing of sports organisations)

1 締約国は、締約国が財政的に支援しているスポーツ団体の財源に関して適切な透明性を確保するために必要な立法上の措置、もしくはその他の措置をとらなくてはならない。

2 締約国は、スポーツ団体の適切な財源の仕組みを含め、スポーツ競技の操作に対抗するためにスポーツ団体を支援する諸方策を検討しなければならない。

3 締約国は、必要な場合には、制裁の期間中、スポーツ団体への財政支援を取り消すとか、スポーツ競技の操作によって制裁を受けた大会の利害関係者からの財政支援を取り消すようスポーツ団体に要請することを検討しなければならない。

4 締約国は、必要に応じ、スポーツ競技の操作と戦うための規制を實際上適用していないスポーツ団体に対して、一部又は全部の財政的支援の取り消し又はその他のスポーツに関わる支援を差し控える措置を取らなければならない。

第9条 賭博規制機関、またはその他の責任ある機関に関する措置 (Measures regarding the betting regulatory authority or other responsible authority or authorities)

1 締約国は、当該締約国の法秩序において、スポーツベッティング規制の実施及びスポーツベッティングに関連したスポーツ競技の操作に対抗するための関連措置の適用を委託する1つないし複数の責任ある機関を指定しなければならない。関連措置には、必要があれば、以下の事項も含まれる。

a) 違法、不正、疑わしいスポーツベッティング及び、本条約に基づいて規定された、または設定された規則の違反について、他の関係機関または国内プラットフォームとの間での、適宜な情報交換

b) 国のスポーツ団体およびスポーツベッティング事業者との協議に基づき、スポーツベッティングの提供の制限、特に以下のスポーツの試合は除外される。

- ・ 18歳未満の人を対象とした試合、または
- ・ 団体の条件やスポーツの条件での賭けが不適切な場合

c) 競技会主催者に対して、競技会内でのスポーツの操作のリスクを特定し、対応するためのサポートとして、スポーツベッティング商品の種類や対象に関する情報を事前に提供すること

d) スポーツベッティングにおいて、締約国によって定義された一定の基準以上の金銭の流れを追跡することを可能にする、特に送金者、受取人、金額を追跡することを可能とするシステム化

された支払方法の活用

e) スポーツ団体との協力関係またはスポーツ団体間との協力関係において、また、必要に応じて、スポーツベッティング事業者との間で協力して、関連するスポーツ規則または適用法規に違反するスポーツの試合に競技利害関係者たちが賭けることを防止するためのメカニズムの構築

f) 国内法に基づき、適切なアラートが発せられた試合におけるベッティングの停止

2 締約国は、本条第1項に基づき特定された機関の名称及び住所を欧州評議会事務総長に連絡しなければならない。

第10条 スポーツベッティング事業者 (Sports betting operators)

1 締約国は、スポーツベッティング製品の提供に関わる自然人または法人による利益相反や内部情報の悪用を防止するために、特に下記の場合、必要な立法上及びその他の措置をとるものとする。

a) スポーツベッティング製品の生産に携わる、自然人または法人がその製品でベッティングする場合

b) スポーツ団体のスポンサーや共同所有者として、スポーツ競技の操作を促したり、内部情報を悪用したりする、地位の濫用

c) スポーツ競技のベッティングオッズの作成に関与している大会の利害関係者

d) スポーツベッティング事業者が、競技主催者または競技の利害関係者が関与している競技について賭けを提供しながら、競技主催者、または利害関係者に支配されている、あるいは、競技主催者、または利害関係者を支配している場合

2 締約国は、スポーツベッティング事業者に対して、また、彼らを通じてスポーツベッティング事業者の国際組織に対して、その所有者及び従業員の間での教育、研修及び情報の普及を通じて、スポーツ競技の操作に対する戦いとその効果についての意識を高めるよう啓発しなければならない。

3 締約国は、スポーツベッティング事業者に対し、不正または疑わしいベッティングの報告を遅滞なく賭博規制当局、他の責任ある当局、または国内プラットフォームに報告することを義務付けるために、必要な立法その他の措置を採用するものとする。

第11条 違法なスポーツベッティングとの戦い (The fight against illegal sports betting)

1 締約国は、スポーツ競技の操作と戦うという観点から、違法なスポーツベッティングの運営者と戦うための最も適切な手段を模索し、関係国の適用法に従って、以下のような措置を採用することを検討しなければならない。

a) 違法な遠隔スポーツベッティング事業者へのアクセスの閉鎖または直接的・間接的な制限、および締約国の管轄区域内の違法な店舗型スポーツベッティング事業者の閉鎖

b) 違法なスポーツベッティング事業者と購入者の間の金銭の流れの遮断

c) 違法なスポーツベッティング事業者の広告の禁止

d) 違法なスポーツベッティングに関連するリスクに関する消費者の意識の啓発

第3章 情報交換 (Exchange of information)

第12条 所轄の公的機関、スポーツ団体、スポーツベッティング事業者間の情報交換 (Exchange of information between competent public authorities, sports organisations and sports betting operators)

1 締約国は、第14条に反することなく、国内法に従い、国内及び国際レベルで、関連する公的機関、スポーツ組織、競技会主催者、スポーツベッティング事業者及び国内プラットフォーム間の情報交換を促進しなければならない。特に、締約国は、第5条の規定するリスクアセスメントの実施やベット商品の種類及び対象に関する情報の競技会主催者への事前の提供に役立つ場合や、スポーツ競技の操作に関する調査や手続の開始に役立つ可能性がある場合、関連情報を共有するためのメカニズムを構築しなければならない。

2 当該情報の受信者は、要請があった場合、国内法に従い、遅滞なく、当該要請に対するフォローアップの情報を共有する組織や機関に通知しなければならない。

3 締約国は、本条約第11条に定める違法なスポーツベッティングとの戦いにおいて、情報交換及び協力関係の発展、強化のための方策を探究しなければならない。

第13条 ナショナル・プラットフォーム (National platform)

1 締約国は、スポーツ競技の操作に対処するナショナル・プラットフォームを指定しなければならない。ナショナル・プラットフォームは、国内法に従って、特に、次のことを行わなければならない。

- a) スポーツ競技の操作との戦いに関連する情報を収集し、関連する組織や機関に発信する情報ハブとしての役割を果たす。
- b) スポーツ競技の操作に対する戦いを調整する。
- c) 締約国内で行われているスポーツの試合に生じる不規則で疑わしい賭けに関する情報を取得し、一元化し、分析し、必要な場合には警告を発すること。
- d) 本条約で言及されている法律またはスポーツ規則に違反している可能性のある情報を、公的機関またはスポーツ団体および／またはスポーツベッティング事業者に伝達すること。
- e) 他国のナショナル・プラットフォームを含め、国内及び国際レベルで全ての関係団体及び関係機関と協力すること。

2 締約国は、欧州評議会事務局長に、ナショナル・プラットフォームの名称及び所在地を連絡しなければならない。

第14条 個人情報の保護 (Personal data protection)

1 締約国は、スポーツ競技の操作に対するすべての活動が、特に本条約の対象となる情報の交換において、関連する国内法及び国際的な個人データ保護法及び基準を遵守することを確保するために、必要な立法上の措置及びその他の措置を採用するものとする。

2 締約国は、本条約の規定する公的機関及び組織が必要な措置を講じることを担保するために、

個人データの収集、処理及び交換を行う際には、その交換の性質にかかわらず、適法性、適切性、関連性及び正確性の原則、並びにデータの安全性及びデータ主体の権利に十分な配慮がなされるよう、必要な立法上の措置又はその他の措置を講じるものとする。

3 締約国は、本条約の目的のためのデータの交換が、上記交換の目的を達成するために必要な最小限度の範囲を超えないことを、本条約の規定する公的機関及び組織が確保しなければならないことを、その法律で定めるものとする。

4 締約国は、交換されるデータのセキュリティを確保し、その信頼性及び完全性や、データ交換システムの利用可能性及び完全性、並びにその利用者のIDを担保するために必要な技術的手段を提供するよう、本条約の規定する様々な公的機関及び組織に要請しなければならない。

第4章 実体的な刑法とその執行に関する協力関係 (Substantive criminal law and co-operation with regard to enforcement)

第15条 スポーツ競技の操作に関する犯罪 (Criminal offences relating to the manipulation of sports competitions)

1 締約国は、その操作が国内法により定義された強制的、汚職的又は詐欺的な行為に関わる場合、スポーツ競技の操作については、国内法が刑事的制裁を可能にすることを確保しなければならない。

第16条 スポーツ競技の操作に関わる犯罪収益のロンダリング (Laundering of the proceeds of criminal offences relating to the manipulation of sports competitions)

1 締約国は、次の場合、犯罪からの収益の洗浄、搜索、押収及び没収並びにテロリズムの資金調達に関する欧州評議会条約 (Council of Europe Convention on Laundering, Search, Seizure and Confiscation of the Proceeds from Crime and on the Financing of Terrorism (2005, CETS No 198)) 第9条第1項及び第2項、国際連合国際組織犯罪防止条約 (United Nations Convention against Transnational Organized Crime (2000)) 第6条第1項又は国際連合汚職防止条約 (United Nations Convention against Corruption (2003)) 第23条第1項で規定する行為を自国の国内法の下で刑事犯罪として成立させるために必要な立法上又はその他の措置を採用しなければならない。上記条約のもとでは、利益をもたらす前提犯罪 (predicate offence) が本条約第15条及び第17条で規定する、恐喝、汚職及び詐欺のいずれかに該当する。

2 締約国は、前項に掲げる犯罪の範囲を決定する際に、自国の国内法に従って、それらの犯罪をどのように定義するか、又それらの犯罪を重大なものとする特定の要素の性質を決定することができる。

3 締約国は、スポーツベッティング事業者に顧客のデューデリジェンス、記録の保管及び報告要件を運用することを義務付けることにより、マネーロンダリング防止の枠組みの中にスポーツ競技の操作を含めることを検討しなければならない。

第17条 幫助 (Aiding and abetting)

1 締約国は、本条約の第15条で規定する犯罪行為の実行の幫助を故意に行なっていた場合、自国の国内法の下で刑事犯罪とするために必要な立法上の措置及びその他の措置を採らなければならない。

第18条 企業の責任 (Corporate liability)

1 締約国は、以下の権限に基づき、法人内で指導的地位にある個人又は法人の機関の構成員として行動する自然人によって、自らの利益のために犯した本条約の第15条から第17条の犯罪に対して、法人がその責任を負うよう必要な立法上の措置またはその他の措置をとらなければならない。

- a) 法人の代理権
- b) 法人を代表して決定を下す権限
- c) 法人内のコントロールを行使する権限

2 締約国の法原則に従って、法人の責任は、刑事、民事又は行政上の責任となる。

3 第1項に既に規定する場合を除き、締約国は、第1項に規定する自然人による監督又は管理の欠如により、その権限の下に行動する自然人が、法人の利益のため本条約の第15条から第17条までに規定する違反行為を行う場合には、その法人が責任を負うよう必要な措置を講じなければならない。

4 上記責任は、犯罪を犯した自然人の刑事責任を排除するものではない。

第5章 管轄権、刑事手続及び執行措置 (Jurisdiction, criminal procedure and enforcement measures)

第19条 管轄 (Jurisdiction)

1 締約国は、本条約の第15条から第17条に規定する以下の場所で行われた犯罪に対する管轄権を確立するために必要な立法上の措置およびその他の措置をとらなければならない

- a) 自国の領土内
- b) 自国の旗を掲げた船内
- c) 自国の法律に基づいて登録された航空機内
- d) 自国民またはその領土内に居住している者による (処罪)

2 締約国又は欧州連合は、署名の際、又は批准、受諾若しくは承認の証書を寄託する際に、欧州理事会事務総長宛の宣言書により、本条第1項第d号に定める管轄権に関する規則を適用しない権利を留保すること、又は特定の場合若しくは条件に限り適用する権利を留保することを宣言することができる。

3 締約国は、被疑者が自国の領域内に存在し、かつ、その国籍に基づいて他の締約国に送還することができない場合には、本条約の第15条から第17条の犯罪について管轄権を確立するために必要な立法上の措置およびその他の措置を講じなければならない。

4 複数の締約国が本条約の第15条から第17条の規定する犯罪について管轄権を主張する場合に

は、関係締約国は、起訴のために最も適切な管轄権を決定する観点から、必要に応じて、相互に協議しなければならない。

5 本条約は、国際法の一般的な規則を反することはなく、締約国が国内法に従って行使する刑事、民事及び行政の管轄権を排除するものではない。

第20条 電子的証拠の確保のための措置 (Measures to secure electronic evidence)

1 締約国は、自国の国内法に従って、本条約第15条から第17条の犯罪を調査する場合には、特に、保存されたコンピュータ・データの迅速な保管、トラフィック（通信）・データの迅速な保存及び開示、保存されたコンピュータ・データの搜索及び押収、提出命令、トラフィック（通信）・データのリアルタイム収集及びコンテンツ・データの傍受を通じて、電子的証拠を確保するための立法上の措置又はその他の措置を採用しなければならない。

第21条 保護措置 (Protection measures)

1 締約国は、以下の者のために効果的な保護を提供するために必要な法的措置の採用を検討するものとする。

- a) 本条約の第15条から第17条の規定する犯罪に関する情報を善意でかつ合理的な理由をもって提供し、又は捜査当局若しくは検察当局に協力する者
- b) 上記犯罪について証言する証人
- c) 必要に応じて、a) および b) で規定する人物の家族

第6章 制裁と措置 (Sanctions and measures)

第22条 自然人に対する刑事制裁 (Criminal sanctions against natural persons)

1 締約国は、本条約の第15条から第17条に規定する犯罪が自然人によって犯された場合には、犯罪の重大性を考慮して、金銭的制裁を含む実効的、均衡的及び抑止力のある制裁によって処罰されることを確保するために、必要な立法上の措置又はその他の措置を講じなければならない。これらの制裁には、国内法の定義に従って、引き渡しを行う自由の剥奪を伴う刑罰も含まれるものとする。

第23条 法人に対する制裁 (Sanctions against legal persons)

1 締約国は、第18条に基づき責任を負う法人に対して、金銭的制裁及び下記のその他の措置を含めた、実効的、均衡的及び抑止力のある制裁を受けさせるために必要な立法上の措置、もしくはその他の措置を講じなければならない。

- a) 一時的または恒久的に商業活動を行う資格の剥奪
- b) 司法の監督下に置くこと
- c) 司法による解散命令

第24条 行政処分 (Administrative sanctions)

1 締約国は、管轄権を有する裁判所の手続きに訴訟提起することができる場合で、自国の国内法の下で処罰可能な行為であっても、本条約に従って証明された犯罪行為については、必要に応じて、行政機関による手続きに基づく、有効かつ均衡的及び抑止力のある制裁によって処罰することができるように、立法上又はその他の措置をとらなければならない。

2 締約国は、行政上の措置が適用されることを保証しなければならない。これは、国内法に基づき、賭博規制当局またはその他の責任ある当局が行うことができる。

第25条 差し押さえ及び没収 (Seizure and confiscation)

1 締約国は、下記物品等の押収及び没収を許可するため、国内法に従って、必要な立法上の措置又はその他の措置を講じなければならない。

- a) 本条約第15条から第17条の犯罪を行うために使用された、又は使用されることを意図した物品、文書及びその他の用具
- b) 上記犯罪の収益、またはそれらの収益に相当する価値のある財産

第7章 司法とその他の分野における国際協力 (International co-operation in judicial and other matters)

第26条 刑事法上の国際協力を目的とする措置 (Measures with a view to international co-operation in criminal matters)

1 締約国は、本条約の第15条から第17条に掲げる犯罪に関する捜査、起訴及び司法手続（押収及び没収を含む）のために出来得る限り、本条約の規定に従って、又国内法及び統一的ないし相互的な立法に基づいて締結された既存の国際法及び広域的な法文書及び取り決めに従い、可能な限り協力しなければならない。

2 締約国は、本条約の第15条から第17条に掲げる犯罪について、国内法及び、刑事上の引き渡し及び共助に関連する国際条約、域内条約及び二国間条約に従い、最大限、協力しなければならない。

3 国際協力に関しては、二重犯罪性が要件であると考えられる場合には、要請を受けた国の法律が当該犯罪を要請国と同じように同一の犯罪の範疇に置くか、又は要請国と同じように当該犯罪を同一名称を使用しているかにかかわらず、共助又は引渡しが必要とされた時点で、犯罪とされるその行為が両国の法律の下で犯罪である場合には、その要件が満たされたものとみなされるものとする。

4 締約国は、条約の存在を条件として犯罪事案における送還又は相互の法的援助を行うわけであるが、条約を有しない締約国から犯罪事案における送還又は法的援助の要請を受けた場合には、国際法上の義務を十全に遵守し、かつ、自国の国内法に定める諸条件に従って行動する際に、本条約を第15条から第17条の規定する犯罪に関する刑事事案における送還又は相互の法的援助の法的根拠とみなすことができるものとする。

第27条 予防に関するその他の国際協力措置 (Other international co-operation measures in respect of prevention)

1 締約国は、必要に応じて、第三国のための支援プログラムの中にスポーツ競技の操作に対する防止策を組み込むように努めなければならない。

第28条 国際的なスポーツ団体との国際協力 (International co-operation with international sports organisations)

1 締約国は、国内法に従い、スポーツ競技の操作との戦いにおいて、国際的なスポーツ団体と協力しなければならない。

第8章 フォローアップ (Follow up)

第29条 情報の提供 (Provision of information)

1 締約国は、欧州評議会の公用語の一つを用いて、本条約の条項を遵守するために自国がとった立法及びその他の措置に関するすべての関連情報を欧州評議会事務総長に送付しなければならない。

第30条 条約フォローアップ委員会 (Convention Follow-up Committee)

1 本条約の目的のため、条約フォローアップ委員会を設置するものとする。

2 締約国は、スポーツに対して責任を負う公的機関、警察、賭博規制に責任を負う公的機関の代表者を含めた、1名以上の代表者を、条約フォローアップ委員会に参加させることができる。締約国は、1票の投票権を有する

3 欧州理事会の議会及びその他の関連する欧州理事会の政府間委員会は、多分野にわたる学際的なアプローチに貢献するため、それぞれ条約フォローアップ委員会の代表者を任命しなければならない。条約フォローアップ委員会は、必要に応じて、全会一致の決定により、条約の締約国でない国、国際機関又は団体にオブザーバーによる代表としてその会議に招請することができる。本項の下で任命された代表者は、投票権を有しないで条約フォローアップ委員会の会議に参加するものとする。

4 条約フォローアップ委員会の会議は、欧州評議会事務総長が招集する。その最初の会議は、合理的に可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合にも条約発効日から1年以内に開催しなければならない。フォローアップ委員会は、その後、締約国の3分の1以上の締約国による要請、又は事務総長の要請があった場合には、いつでも開催するものとする。

5 本条約の規定に基づき、条約フォローアップ委員会は、独自の手続規則を作成し、総意全会一致により採択されるものとする。

6 条約フォローアップ委員会は、その職務遂行上、欧州評議会事務局の支援を受けるものとする。

第31条 条約フォローアップ委員会の職務 (Functions of the Convention Follow-up Committee)

1 条約フォローアップ委員会は、本条約の実施をフォローアップする責任を負う

- 2 条約フォローアップ委員会は、第3条第2項に規定する、スポーツ団体のリストを採択及び訂正し、又適切な方法でこれを公表しなければならない。
- 3 条約フォローアップ委員会は、専ら以下の事項を行う。
- a) 本条約ために講ずべき措置、とりわけ国際協力に関する措置等について締約国に勧告を行うこと
 - b) 条約解説の公表後に、必要に応じて、スポーツ団体の代表及びスポーツベッティング事業者の代表と事前に協議した上で、特に以下の点について、締約国に勧告を行う。
 - ・本条約の第12条第1項が規定する情報交換の恩恵を受けるためのスポーツ団体及びスポーツベッティング事業者が満たすべき基準
 - ・本条約に規定されているように、関係する公的機関、スポーツ団体及びベッティング事業者間での運営上の協力関係を高める方策
 - c) 関係する国際機関及び公的機関に対して、本条約の枠組みの中で実施される活動について継続的に情報を提供すること
 - d) 本条約第32条第2項に従って、閣僚委員会に招請された欧州評議会の非加盟国の条約署名の申請について、閣僚委員会に対する意見書を作成すること
- 4 条約フォローアップ委員会は、その機能を遂行するために、専門家会議を招集することができる。
- 5 条約フォローアップ委員会は、関係締約国の事前の合意を得て、締約国への訪問を実施しなければならない。

第9章 最終規定 (Final provisions)

第32条 署名及び発効 (Signature and entry into force)

- 1 本条約には、欧州評議会の加盟国、欧州文化条約の締約国、欧州連合の締約国、及び条約作成に参加した欧州評議会の非加盟国又は欧州評議会のオブザーバー資格を有する非加盟国が署名することができる。
- 2 本条約は、閣僚委員会の招請により、欧州評議会の他の非加盟国が署名することもできる。本条約の署名のための非加盟国の招請の決定は、欧州評議会規程第20条 d 項に規定する過半数の賛成により行わなければならない。また、設置された条約フォローアップ委員会に諮った上で、閣僚委員会の議長国となる資格を有する締約国の代表者の全会一致の投票により行わなければならない。
- 3 本条約は、批准書、受諾書又は承認書に基づく。批准、受諾、承認の文書は、欧州評議会事務総長に寄託しなければならない。
- 4 本条約は、第1項、第2項及び第3項の規定に基づき、欧州評議会の少なくとも3カ国を含む、5カ国の署名国が本条約に拘束されることの同意を表明した日から3箇月満了した日の翌月1日に発効する。
- 5 本条約は、以後本条約に拘束されることについての同意を表明した署名国又は欧州連合については、第1項、第2項及び第3項の規定により、本条約に拘束されることについて同意を表明した

日から3箇月満了した日の翌月の1日に発効する。

6 欧州評議会の加盟国でない締約国は協議の上、閣僚委員会が決定する方法で、条約フォローアップ委員会の財政拠出をしなければならない。

第33条 条約の効果とその他の国際文書との関係 (Effects of the Convention and relationship with other international instruments)

1 本条約は、特定のテーマに関する国際多国間条約の下での締約国の権利及び義務に影響を及ぼさない。特に、本条約は、本条約の趣旨及び目的に合致し、ドーピングとの戦いに関して以前に締結されたその他の協定に由来する権利及び義務を変更するものではない。

2 本条約は、特に、必要に応じて、以下の規定を含む、締約国間で適用される多国間又は二国間条約を補完するものである。

a) 欧州引き渡し条約 (European Convention on Extradition (1957, ETS No 24))

b) 刑事上の共助に関する欧州条約 (European Convention on Mutual Assistance in Criminal Matters (1959, ETS No 30))

c) 犯罪による収益のロンダリング、捜索、押収及び没収に関する条約 (Convention on Laundering, Search, Seizure and Confiscation of the Proceeds from Crime (1990, ETS No 141))

d) 犯罪による収益のロンダリング、捜索、押収及び没収に関する条約及びテロリズムの資金調達に関する欧州評議会条約 (Council of Europe Convention on Laundering, Search, Seizure and Confiscation of the Proceeds from Crime and on the Financing of Terrorism (2005, CETS No 198))

3 本条約の締約国は、本条約の規定を補完し、若しくは強化し、又は本条約に含まれる諸原則の適用を促進するため、本条約で規定する事項について、二国間又は多国間の条約を締結することができる。

4 複数の締約国が、本条約で取り扱う事項について既に条約を締結し、又は当該事項について別の方法で関係を樹立している場合には、当該条約を適用し、又は当該関係をその条約に従って規制する権利を有する。ただし、締約国は、本条約に規定する以外に、本条約で取り扱う事項について関係を樹立する場合には、本条約の目的及び原則に反しない方法でこれを行わなければならない。

5 本条約では、締約国のその他の権利、制限、義務及び責任に何ら影響を及ぼすものではない。

第34条 条件と保護措置 (Conditions and safeguards)

1 締約国は、第2章から第7章までに規定する権限及び手続の確立、実施及び適用が、国内法の下で定める諸条件及び保護措置に服することを保証されるものとする。尚、その国内法は、人権及び基本的自由の保護に関する条約、市民的及び政治的権利に関する1966年の国際連合国際規約及びその他の適用可能な国際人権文書の下で引き受ける義務に基づいて生じた権利を含めた、人権及び自由の適切な保護を規定し、均衡原則を国内法に取り入れていなければならない。

2 上記の諸条件及び保護措置は、関係する手続又は権限の性質に照らして、当該権限又は手続の

範囲及び期間の制限と同様に、その適用を正当化する根拠、とりわけ司法その他の独立した監督を適切なものとして含むものとする。

3 締約国は、公共の利益に一致する範囲で、特に適切な正義のもと、本条約の各章の権限及び手続が第三者の権利、責任及び正当な利益に与える影響を考慮しなければならない。

第35条 領土の適用 (Territorial application)

1 加盟国又は欧州連合は、署名の際、又は批准、受諾若しくは承認の文書を寄託する際に、本条約が適用される領土又は領域を指定することができる。

2 締約国は、以後、欧州評議会事務総長宛の宣言により、宣言で指定された他の地域に本条約の適用を拡大することができ、又はその国際関係について責任を負い、又はその国に代わって引受事項を与えられている地域に本条約の適用を拡大することができる。本条約は、そのような地域については、事務総長が宣言を受領した日から3カ月を満了した日の翌月の1日に発効する。

3 前2項の規定による宣言は、その宣言で指定された領域については、欧州評議会事務総長宛の通知により撤回することができる。宣言の撤回は、事務総長がその通知を受領した日から3カ月を満了した日の翌月の1日に効力を生ずるものとする。

第36条 連邦条項 (Federal clause)

1 連邦国家は、中央政府と構成国又は他の類似の領土との関係を規定する基本原則に反しない形で、本条約の第2章、第4章、第5章及び第6章の下での義務を引き受ける権利を留保することができる。但し、第3章及び第7章の下で連邦国家が協力できることを条件とする。

2 連邦国家は、第1項に基づく留保を行う場合には、第3章及び第7章に定める措置を提供する義務を排除し、又は実質的に縮小させるために、当該留保の諸条件を適用することはできない。全体として、連邦国家はこれらの措置に関して広範かつ効果的な執行能力を提供しなければならない。

3 本条約の規定に関し、連邦の憲法体制上、立法措置をとる必要のない、構成国、その他の類似の領土主体の管轄への適用に関しては、連邦政府は、望ましい解釈について当該規定とその条文に、その効力を生じさせるための適切な措置をとるよう促すとともに、通知しなければならない。

第37条 留保 (Reservations)

1 加盟国又は欧州連合は、欧州理事会事務局長宛の書面による通知により、署名の際又は批准、受諾若しくは承認の証書を寄託する際に、第19条第2項及び第36条第1項に規定する留保を利用することを宣言することができる。尚、上記以外の留保をすることはできない。

2 第1項に従って留保をした締約国は、欧州評議会事務総長宛への通知により、その全部又は一部を撤回することができる。当該撤回は、事務総長が当該通知を受領した日に発効する。通知に留保の撤回が指定された日に発効する旨が記載されており、その日とその通知を事務総長が受領した日より遅い場合、撤回はその遅い日に発効するものとする。

3 留保をした締約国は、事情が許す限り速やかに、その留保の全部又は一部を撤回しなければな

らない。

4 欧州評議会事務総長は、複数の留保をした締約国に対し、定期的に、当該留保の撤回の見通しについて詳細を求めることができる。

第38条 改正 (Amendments)

1 本条約の条文の改正については、締約国、条約フォローアップ委員会又は欧州評議会の閣僚委員会が提案することができるものとする。

2 改正案は、欧州評議会事務局長に連絡し、審議される会議の少なくとも2月前までに、事務局長によって締約国、欧州評議会の加盟国、本条約の作成に参加した非加盟国、又は欧州評議会のオブザーバー資格を有する非加盟国、欧州連合、本条約に署名するよう招請された国及び条約フォローアップ委員会に送付しなければならない。条約フォローアップ委員会は、提案された改正案についての意見を閣僚委員会に提出しなければならない。

3 閣僚委員会は、条約フォローアップ委員会から提案された改正案を検討し、欧州評議会規程第20条d項に規定する過半数の賛成により改正案を採択することができる。

4 本条第3項に従って、閣僚委員会が採択した改正案は、締約国に送付して受諾を得るものとする。

5 本条第3項に従って採択された改正案は、すべての締約国がそれぞれの内部手続を経てその受諾を事務総長に通知した後、1ヶ月の期間が満了した日の翌月の1日に発効する。

6 改正案が閣僚委員会で採択されたが、第5項に従って未だ発効していない場合には、ある国家又は欧州連合が、条約に拘束されることについての同意の表明をするには、同時に改正案を受諾しなければならない。

第39条 紛争の解決 (Settlement of disputes)

1 条約フォローアップ委員会は、関連する欧州評議会政府間委員会と緊密に協力して、本条約の解釈及び適用に関する疑義について情報を提供しなければならない。

2 締約国は、本条約の解釈又は適用について疑義が生じた場合には、交渉、調停若しくは仲裁又はその他の平和的手段により争いの解決を求めなければならない。

3 欧州評議会の閣僚委員会は、紛争当事国の同意に基づき、紛争当事国が使用することができる和解手続を定めることができる。

第40条 廃棄通告 (Denunciation)

1 締約国は、いつでも、欧州評議会事務総長宛の通知をもって、本条約を廃棄することができる。

2 この廃棄通告は、事務局長がこの通知を受領した日から3箇月の期間が満了した日の翌月の1日に発効する。

第41条 通知 (Notification)

1 欧州評議会事務局長は、欧州評議会加盟国、その他欧州文化条約の締約国、本条約の作成に参加した非加盟国、又は欧州評議会のオブザーバー資格を有する非加盟国、欧州連合、本条約に署名するよう招請された国に対し、本条約第32条の規定に従い、以下の事項を通知しなければならない。

- a) 署名
- b) 批准、受諾又は承認の文書を寄託すること
- c) 第32条に基づく本条約の発効日
- d) 第37条に基づいて行われた留保及びその取り下げ
- e) 第9条及び第13条に従ってなされた宣言
- f) 本条約に関する通知、通信またはその他の行為

2014年9月18日、マコリン (Maggingen / Macolin) において、英語とフランス語の両方の製本を、欧州評議会の公文書館に保管するために、一部作成した。欧州評議会の事務総長は、認証謄本を欧州評議会の各加盟国、本条約の作成に参加した非加盟国又は欧州評議会のオブザーバー資格を有する非加盟国、欧州連合及び本条約に署名するよう招請された国に送付するものとする。